

3 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可及び届出

1 許可及び届出の対象となる特定事業場

指定地域内にある特定事業場のうち、日最大排水量 50m³以上のもの

(下水道終末処理施設、地方公共団体が設置するし尿処理施設及び廃油処理施設並びに指定地域特定施設を除く。(P.7 水質汚濁防止法の項を参照))

2 許可の手続き(根拠規定は瀬戸内海環境保全特別措置法)

種類	内容	許可申請の時期	許可違反に対する罰則
特定施設の設置許可 ➤法第5条第1項 (記載例 P.89~)	特定施設を設置しようとするとき	設置の工事に着手する前	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
特定施設の構造等変更許可 ➤法第8条第1項 (記載例 P.89~)	特定施設の構造、使用の方法、汚水等の処理の方法及び排水の量を変更しようとするとき	変更の工事に着手する前	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

注1 特定施設の設置許可申請及び構造等変更許可申請には、環境影響の事前評価書を添付することになっている(➤瀬戸法第5条及び第8条)。

注2 注1にかかわらず、構造等変更許可申請で次のいずれかの要件に該当する場合は、環境影響の事前評価書の添付は不要である(➤瀬戸法施行規則第7条の2)。

○ 次のすべてに該当する場合

- ① 特定施設からの汚水等が無処理で公共用水域へ排出される場合は、特定施設からの汚水等の水質(通常・最大)及び量(通常・最大)が増大しないこと。
- ② 特定施設からの汚水等が処理施設で処理されて公共用水域へ排出される場合は、処理後の水質(通常・最大)及び量(通常・最大)が増大しないこと。
- ③ 排水口の位置、数及び排出先が変わらないこと。

○ 次のすべてに該当する場合

- ① 特定施設の使用時(汚水等の処理施設の使用時を含む)において、すべての排水口の水質(通常・最大)及び量(通常・最大)が増大しないこと。
- ② 排水口の位置、数及び排出先が変わらないこと。

○ 次のすべてに該当する場合

- ① 特定施設の使用時(汚水等の処理施設の使用時を含む)において、すべての排水口の水質(通常・最大)及び量(通常・最大)が増大しないこと。
- ② 排水口の全部又は一部を廃止すること。(既存の排水口を引き続き使用するときは、既存の排水口について、位置、数及び排出先が変わらないこと。)

○ 次のすべてに該当する場合

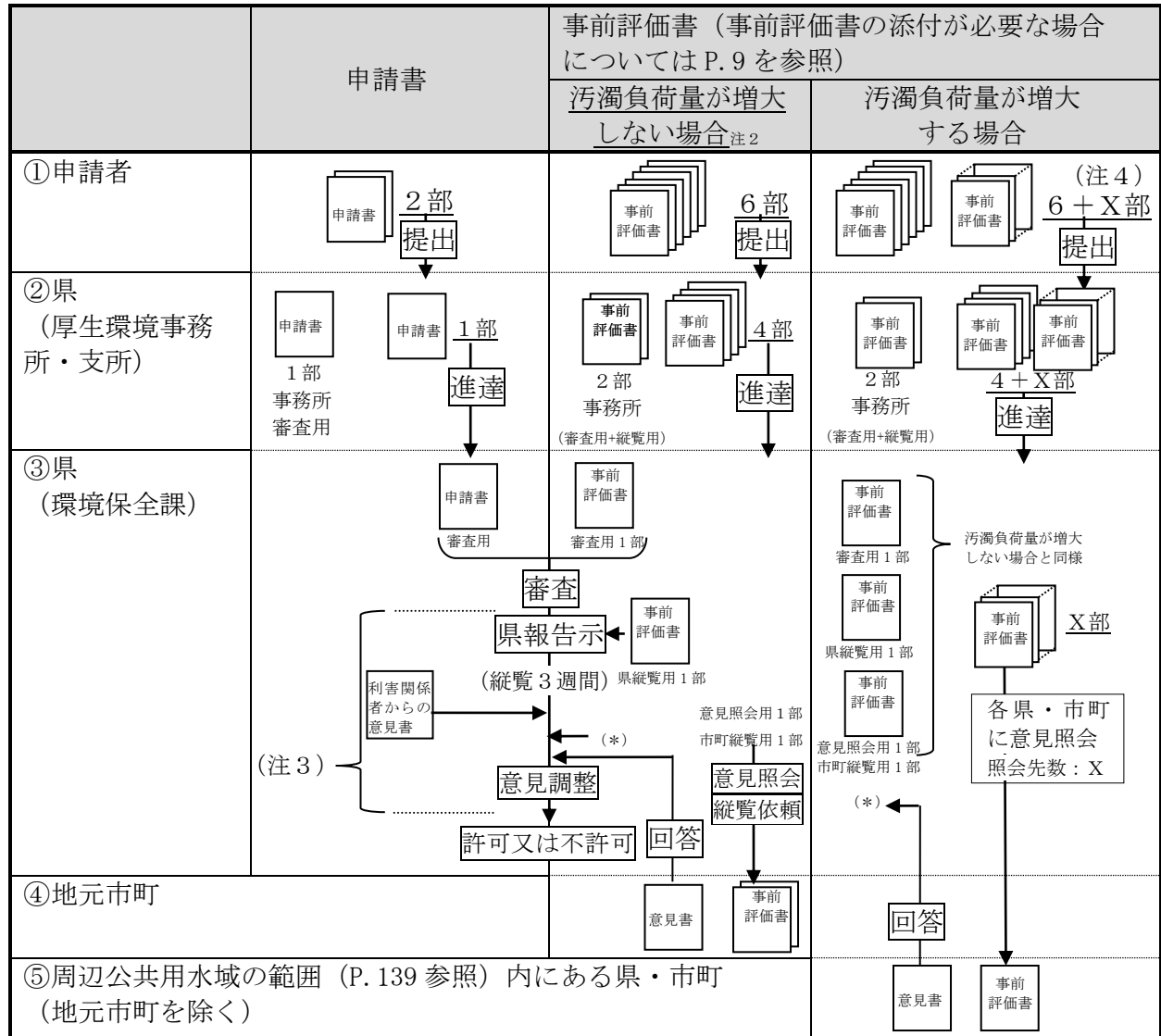
- ① 特定施設の使用時(汚水等の処理施設の使用時を含む)において、すべての排水口の水質(通常・最大)及び量(通常・最大)が増大しないこと。
- ② 排水水のうち、特定排水水(P.3表の注4参照)以外の排水水のみを排出する排水口の位置、数または排出先を変更すること(当該排水口以外の排水口について、排水水の排出方法に変更がない場合に限る。)

注3 違反に対する措置命令

許可違反に対しては、当該特定施設の除却、操業の停止その他、当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることとなっている。

3 許可に係る手続き（申請部数）

(1) 受付窓口が県（厚生環境事務所・支所）の場合（P.8 ○に該当する窓口）



注1 汚濁負荷量が増大しない場合についてはP.138～を参照。

注2 事前評価を要しない許可申請の場合、県報告示～意見調整の手続きはない。

注3 Xの部数については、P.143の「8参考」を参照。

(2) 受付窓口が東広島市、大崎上島町、庄原市の場合 (P.8 ☆に該当する場合)

	申請書	事前評価書 (事前評価書の添付が必要な場合についてはP.9を参照)	
		汚濁負荷量が増大しない場合注2	汚濁負荷量が増大する場合
①申請者	申請書 3部 提出	事前評価書 6部 提出	事前評価書 (注4) 6+X部 提出
②市町 (東広島市、大崎上島町、庄原市)	申請書 1部 受付窓口 保管用 申請書 2部 進達	事前評価書 1部 受付窓口 保管用 事前評価書 5部 進達	事前評価書 1部 受付窓口 保管用 事前評価書 5+X部 進達
③県 (厚生環境事務所・支所)	申請書 1部 事務所 審査用 申請書 1部 進達	事前評価書 2部 事務所 (審査用+縦覧用) 事前評価書 3部 進達	事前評価書 2部 事務所 (審査用+縦覧用) 事前評価書 3+X部 進達
④県 (環境保全課)	申請書 審査用 事前評価書 審査用 1部 審査 県報告示 (縦覧3週間) 意見調整 許可又は不許可 回答	事前評価書 縦覧用 1部 意見照会用 1部 意見照会 回答	事前評価書 縦覧用 1部 意見照会用 1部 各県・市町に意見照会 照会先数: X 回答
⑤地元市町		意見書 事前評価書	回答
⑥周辺公共用水域の範囲 (P.139参照) 内にある県・市町 (地元市町を除く)		意見書 事前評価書	意見書 事前評価書

注1 汚濁負荷量が増大しない場合についてはP.138~を参照。

注2 事前評価を要しない許可申請の場合、県報告示～意見調整の手続きはない。

注3 Xの部数については、P.143の「8参考」を参照。

(3) 受付窓口が広島市、呉市及び福山市の場合 (P.8 ◎に該当する場合)

	申請書	事前評価書 (事前評価書の添付が必要な場合についてはP.9を参照)	
		汚濁負荷量が増大しない場合	汚濁負荷量が増大する場合
①申請者	申請書 2部 提出	事前評価書 広島市6部 呉市2部 福山市2部 提出	事前評価書 広島市6+X部 呉市2+X部 福山市2+X部 提出
②市 (広島市、呉市及び福山市)		「(2)の④及び⑥」の手続きと同じ。	

4 届出の手続き（根拠規定は瀬戸内海環境保全特別措置法）

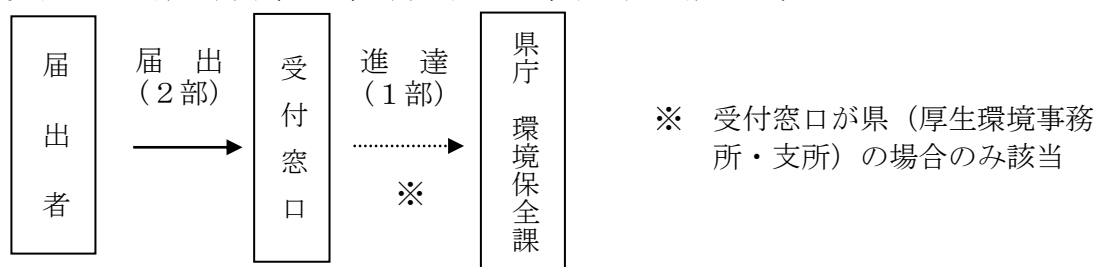
種類	内容	届出期限	届出違反に対する罰則
特定施設使用届 ➤法第7条第2項	既に設置している施設が法改正等により新たに特定施設に指定されたとき	特定施設に指定された日から30日以内	10万円以下の罰金
特定施設の構造等変更届 ➤法第8条第4項	軽微な変更をしたとき（特定施設の構造、使用方法、汚水等の処理の方法及び排水の量の参考事項の変更）	変更のあった日から30日以内	10万円以下の過料
氏名等変更届 ➤法第9条	届出者の氏名、名称、住所及び法人の代表者氏名並びに工場又は事業場の名称及び所在地（住居表示の変更は除く。）に変更のあったとき。	変更のあった日から30日以内	10万円以下の過料
排水の汚染状態等変更届 ➤法第9条	排水の汚染状態（排水系統別の汚染状態を含む。）、用水及び排水の系統 ^{注1} 並びに有害物質使用特定施設の設備に変更があったとき	変更のあった日から30日以内	10万円以下の過料
特定施設使用廃止届 ➤法第9条	特定施設の使用を廃止したとき	廃止した日から30日以内	10万円以下の過料
承継届 ➤法第10条第3項	・特定施設を譲り受け、又は借り受けたとき ・相続又は合併により特定施設を承継したとき	承継の日から30日以内	10万円以下の過料

注1 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質基準対象施設にあっては、「ダイオキシン類発生抑制のための構造上の配慮及び運転管理に関する事項、緊急連絡用の電話番号その他緊急時ににおける連絡方法」を含む。

注2 有害物質使用特定施設の構造等の変更や廃止に伴い、土壤汚染対策法第3条が適用される場合があるので、所管の土壤汚染対策法担当窓口にご相談すること。

5 届出に係る手続き（提出部数）

(1) 受付窓口が東広島市、大崎上島町及び庄原市を除く指定地域内



(2) 受付窓口が東広島市、大崎上島町及び庄原市の場合

